

個人住民税の特別徴収に関する Q&A

Q. 従業員から普通徴収の希望がありますが、どうすればいいですか？

A. 給与所得者の個人市県民税は原則として特別徴収の方法により徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q. すべての従業員から特別徴収をしなければならないのですか？

A. 従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の当初（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法により徴収することになっています。したがって、パートやアルバイトなどの非正規雇用者であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収により徴収することになります。

Q. 従業員はパートやアルバイトだけであっても、特別徴収しなければならないのですか？

A. 原則として、役員、パート、アルバイト等すべての従業員から特別徴収をする必要があります。ただし、次のような場合には、特別徴収をする必要はありません。

- ※支給期間が一月を超えて期間で定められている場合
- ※給与が毎月支給されず、不定期である場合
- ※給与の月額支給が少なく、特別徴収しきれない場合
- ※退職や休職により、給与から特別徴収できない場合
- ※源泉徴収税額表の丙欄（日額表）適用者である場合
- ※6月の給与支給日までに退職が決まっている場合 等

Q. 従業員は家族だけなので、特別徴収しなくてもいいですか？

A. 家族だけであっても特別徴収する必要があります。ただし、所得税法上源泉徴収を要しない常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

Q. 特別徴収するメリットはあるのですか？

A. 事業主は、個人市県民税の税額計算を市が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整をする手間は掛かりません。また従業員は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納したり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q. 給与天引きした個人市県民税は毎月納入しなければならないのですか？

A. 毎月の給与から天引きした個人市県民税は、翌月10日までに納入しなければなりません。なお、従業員数が常時10人未満である場合は、申請をし、承認を得ることにより年12回の納期を年2回にすることもできます。

Q. 特別徴収を拒否し、滞納した場合はどうなるのですか？

A. 特別徴収義務者に指定され、特別徴収税額決定通知を受けた事業主が特別徴収を拒否し又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。また、事業主に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることになります。